

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則

〔昭和 39 年 1 月 31 日〕
〔公安委員会規則第 6 号〕

（趣旨）

第 1 条 この規則は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 199 条、第 210 条及び第 213 条その他法令の規定に基づき、警察において身体を拘束されている者の食料について必要な事項を定めるものとする。

（食料の支給額）

第 2 条 警察本部又は警察署において身体を拘束されている者の食料の支給額は、日額 1,179 円とし、1 食当たり 393 円とする。ただし、病気その他特別の理由があるときは、警察本部長の承認を受けて、これを増額することができる。

附則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。